

平成29年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年11月24日（金曜日）

平成29年11月24日（金）　　N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時00分　開会、開議

午後 2 時54分　閉議、閉会

出席議員（10名）

5 番	唐木一直
6 番	竹節義孝
7 番	小林義直
8 番	池田国昭
9 番	上條俊道
11番	高橋良衛
13番	下平豊久
14番	北村利幸
15番	久保田三代
16番	永原和男

欠席議員（6名）

1 番	牧野光朗
2 番	牛越　　徹
3 番	花岡利夫
4 番	井出高明
10番	加治木今
12番	嶋崎稔夫

説明のために出席した者

広域連合長	藤原忠彦
副広域連合長	羽田健一郎
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	須山浩明
業務課長	関　政雄
総務係長	両角啓之
企画財務係長	六井雄三
システム係長	小川寛之
資格保険料係長	丸山勝弘
担当係長（保険料）	岩波　洋
給付係長	田中智浩
担当係長（保健事業）	太田辰彦

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	下條広行
議会事務局書記	佐藤久美
議会事務局書記	篠原靖志

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第 8 号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等の一部を改正する条例

理事者説明

質疑、討論、採決

- 議案第 9 号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 議案第10号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

以上 2 件一括上程 理事者説明

質疑、討論、採決

- 認定第 1 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について
- 認定第 2 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について

以上 2 件一括上程 理事者説明

質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2 時00分 開会

議長（小林義直君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は10名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成29年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（小林義直君） これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

すので、よろしくお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（小林義直君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

5 番唐木一直議員、15 番久保田三代議員の 2 名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 現金出納検査結果

議長（小林義直君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、平成 29 年 6 月から 9 月までの各月の現金出納検査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（小林義直君） ここで定例会招集に当たり、藤原広域連合長から挨拶があります。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 本日は、11 月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度が平成 20 年に創設されてから 10 年という節目を迎えています。その間、広域連合及び市町村による制度の運営に対しては、被保険者の皆様の御理解、また、御信頼も進み、現在安定した事業運営を行っております。

さて、本年 2 月の定例会で全会一致で御決定いただきました当広域連合の第 3 次広域計画の、その基本方針の一つである健康づくりの推進においては、保健事業実施計画であるデータヘルス計画に基づいて、構成市町村と連携を図りながら各種健診事業の実施と、被保険者自らの健康保持・増進の取組を支援することにより、生活習慣病の早期発見、重症化予防に努めることとしております。

現在、本年度で計画期間が終了する第 1 期データヘルス計画に引き続き、その後の新たな医療・健診データを分析し、本県における健康課題を明確にした上で、被保険者の健康寿命の延伸を目的とした保健事業を効果的・効率的に実施するための第 2 期計画の策定作業を鋭意進めております。

また、この策定作業の一環として、県内の 10 の医療圏域ごとに市町村の後期高齢者医療、国保及び介護予防担当の保健師の皆さんと意見交換を開催してまいりました。広域連合として実施するこうした会合は、全国的にも初めての試みであり、出席された皆さんからは部門の異なる保健師間の交流が図られ、また、データの提供が有り難かったという好意的な評価をいただいております。同計画の中に、今後ともこの意見交換会を位置付けて、各医療圏域及び市町村の健康情報及び課題を共有することによりまして、現役世代から高齢者まで切れ目のない保健事業を推進できる計画としてまいりたいと考えております。

次に、平成30年度・31年度の次期財政運営期間の根幹をなす保険料率の改定作業について申し上げます。先ほど全員協議会で御説明しましたとおり、あくまで現時点で予想される見込み値を用いた第1回の試算結果について、先月、国へ報告しておりますが、最終的には12月に国による算定に用いる確定数値の提示や、30年度診療報酬改定率の決定を受けて、新たな保険料率案を決定し、来年1月に最後の試算結果等を国へ報告するとともに、幹事会、運営協議会での審議を経て、来たる2月定例会において、関係します予算案、条例案について御審議いただくこととなっております。改定作業に当たって、今後の被保険者数の動向や一人当たり医療費の見込みを慎重に精査するとともに、高齢者負担率や診療報酬改定の動向、そして被保険者の生活実態等を十分見極めた上で、その取扱いを決定したいと考えております。

次に、国による制度の見直しの動きについて申し上げます。国においては、高齢化が急激に進展していく中で、制度の持続可能性を高める観点から、後期高齢者の保険料軽減特例や高額療養費制度等の見直しについて、段階的に進めております。当広域連合としては、市町村と協力して被保険者の皆様に混乱が生じないように広報・周知に努めてまいるとともに、新たな負担増を求めることでもあり、納付が困難な方に対してはできるだけ丁寧な対応に心掛けてきたところです。

一方で、今回の制度見直しについては、当広域連合としては全国協議会を通じまして、生活への影響を配慮して現行制度の維持を、また、やむを得ず見直す場合には、きめ細かな激変緩和措置と国による丁寧な説明・周知等を再三要望してきたところでございます。今後も予想される課題と制度の改正に当たって、高齢者の受診行動に与える影響を十分考慮し慎重に検討するよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、本年7月18日から運用開始されましたマイナンバー制度の情報連携につきましては、当初設けられた操作の習熟等のための試行運用期間が終了し、現在、本格運用が開始されておりますが、国に対しては試行運用期間の中で確認された不具合等の解消に向けた、確実な対応を要望するとともに、広域連合が行うシステム改修、維持管理費用等について継続的な財政措置を要望しております。

また、保険料軽減判定におけるシステム誤りについては、7月の臨時会に先立つ全員協議会において、県内における過大・過小の賦課による還付又は追加徴収の状況を報告したところでありますが、この中で、当初国から示された抽出ツールに抽出条件の設定漏れがあった件に対する対応スケジュールもようやく国から示されてきましたので、今後、市町村と連携しながら該当される被保険者の皆様に丁寧に説明しながら、着実に還付手続を進めてまいりたいと考えております。

本日提出しました議案は、長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等の一部を改正する条例案ほか4件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして、一言、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 一般質問

議長（小林義直君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、質問を許します。

16番永原和男議員。

16番（永原和男君） 議席番号16番、永原和男でございます。

75歳以上という年齢で一律に線引きし、医療費給付の伸びが自動的に保険料の引上げになる後期高齢者医療制度の仕組みは、制度の発足時から重大な欠陥と指摘をされてきました。そこで、世論に押された歴代の政府は、保険料軽減の特例措置により所得の低い被保険者の保険料軽減を行ってきました。

しかし、今年度から政府は、この特例措置の段階的打切りに踏み切りました。その結果、保険料は引上げとなり、被保険者の負担が増えています。さらに、総選挙直後の10月25日、財務省が75歳以上の窓口負担を1割から2割に倍増するという案を示しました。医療では既に平成26年4月以降、70歳になった人の窓口負担を1割から2割に引き上げています。この人たちが75歳になる平成31年4月には窓口負担を1割から2割に引き上げる方針です。1割でも大変なのに倍増なんて払えないという不安が被保険者にあります。平成30年度・31年度の第6期保険料率の改定は、所得の低い被保険者に対する保険料抑制に真に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。連合長の見解を求めます。

議長（小林義直君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 永原議員の御質問の所得の低い被保険者に対する保険料の抑制措置につきまして、私からお答えを申し上げます。

高齢者の保険料軽減特例の見直し等につきましては、冒頭の挨拶の中でも申し上げましたように、制度を運営する者の責任として市町村と協力しながら、被保険者の皆様に混乱が生じないよう広報等で周知に努めるとともに、新たな負担増を求めることにもなりますので、納付の困難な方に対しては、できるだけ丁寧な対応に心掛けてきたところであります。

しかしながら、今回の制度の見直しについては、全国協議会等を通じまして、国に対して生活への影響を配慮して現行制度の維持等を再三強く要望してきたところであり、これを受けまして国においては、被保険者均等割について、既加入者と併せて新規加入者にも適用し継続すること、元被扶養者の所得割については据え置かれたこと、今回の見直しの対象となった制度改正に当たっても段階的に行うなど、一定の配慮がなされたものと受けとめております。

平成30年度・31年度保険料率の算定については、先の全員協議会でお示したスケジュールに沿って進めてまいりますが、作業に当たっては、被保険者数や一人当たりの医療費の伸び率、高齢者負担率や診療報酬改定の動向とともに、被保険者の生活実態等を見極め、被保険者への影響を十分考慮に入れて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 私は連合長に、平成30年度・31年度の第6期の保険料改定に際して、特に、所得の低い被保険者に対する保険料抑制に取り組む賛否について、具体的にお伺いしたかったわけですが、次の質問の中でも触れていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的に事務局に伺います。現時点での試算結果について伺います。最初に、

財政安定化基金からの予定交付額について伺います。28年に財政安定化基金へ1億600万円を拠出しています。基金現在高と第6期への財政安定化基金からの予定交付額について、現在、県とどのような協議が行われているのか伺います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問についてお答えいたします。

財政安定化基金からの交付と、平成29年度末剰余金からの繰入金についてでございますが、まず財政安定化基金の取扱いにつきましては、一人当たり医療給付費の伸び、後期高齢者負担率の上昇等が見込まれますことから、県と現在協議を行っているところでございます。内容的には、見込み数値等の現在の状況について確認している段階でございますので、まだ基金の扱いについての具体的な協議までは至っていないというところでございます。

また、剰余金からの繰入れにつきましても保険料の増加抑制という役割とともに、医療給付費の増加に対する備えという役割がございます。保険料の算定の時期は、年度の後半にかけて感染症の蔓延などにより医療費が非常に高くなる時期でもあります。現在、医療費の給付数値は8月までしか出ておりませんので、もう少し状況を見極める必要があると考えております。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 財政安定化基金からの予定金額についてまでは、具体的にまだ県と協議に至っていないというお話です。前回の改定期には、第5期には10億円の安定化基金からの交付があったわけですが、前回と比べて、前回の10億を上回る金額の交付を要求していく考えがあるのかどうか、その点について伺いをします。

また、繰越金についてですが、今、答弁にもありましたように、特に感染症等が心配される時期にはなるわけでありましたが、上半期等を経過する中で、どのくらいの繰越金が予定をされ、第6期の保険料率の改定に剰余金がどのくらい繰入れされるのか。感染症等があつて読み切れないという話ではありますが、そこは事務局としても、経験値からこの金額についてもお示しをいただきたいというふうにお願いいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の2回目の質問にお答え申し上げます。

先ほどの繰り返しになって恐縮でございますが、ただいま県との協議を始めた段階でございます。基金の取扱いにつきましても剰余金の取扱いにつきましても、まだまだ先行き不透明な段階でございますので、大変申し訳ございませんが、今現在で明確に申し上げられる数字はございません。よろしくお願いいたします。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 事務局とすれば、答弁を慎重にということになるのですが、ここで連合長に伺います。第5期の改定では、先ほども申し上げましたが、財政安定化基金から10億円が保険料抑制に一定の効果を果たしたというふうに考えています。第6期は交付額の上積み求めていくべきだというふうに考えますが、連合長の御見解をお伺いしたいと思います。つまり、第5期よりも第6期、上積み求めた交付金を求めていこうとする政治的な御判断をお伺いしたいと思います。

議長（小林義直君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 御質問のとおり、非常にこの制度というのは、いろいろ複雑な問題がありまして、基本的にはやはり財政基盤がしっかりしていなければいけないわけがありますので、その点はしっかり財源確保等について申し上げているところであります。私も今、中央社会保障審議会委員の中の介護保険部会の委員をやっております、本当にずっと春以来協議をしてきました。非常にまだ大きな問題が残っております、町村に交付する財政調整交付金等についても非常に微妙な問題がありまして、今それを国とも調整をしております。ですから、財政基盤が安定するような資金をしっかりと担保していただきたいということを常に申し上げておりますので、後期においても今のレベルを絶対維持できるような方向で今後もしっかり国に話をしたり、また県にも言っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 連合長の政治的立場から、より奮闘されることを心から御期待を申し上げます。

さて、事務局にまた伺いますが、均等割と所得割の割合を試算の中でどのようにしていくのかお伺いをいたします。第5期は55対45であったというふうに思います。ちなみに、来年度から国保の県単位化が行われます。現在、国保の保険料率の試算が行われているところではありますが、国保においては均等割と所得割の割合を51対49と設定しております。もちろん、後期高齢者医療保険と国民健康保険のベースの相違は私も理解はしているわけではありますが、均等割と所得割の割合をどのように設定し試算をしているのか、お伺いをいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の均等割、所得割の割合と額についてお答え申し上げます。

保険料の均等割と所得割は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の規定に基づきまして、賦課必要額を各広域連合ごとの所得係数に基づき按分することになっています。所得水準が全国平均並みの場合は均等割と所得割の比率は50%ずつとなりますが、全国平均よりも低い場合は、所得割の比率が下がるという財政上の仕組みになっています。本県の場合は、平成28年度・29年度は所得水準が全国平均より低いことから、所得係数を100分率で表しますと、均等割が55%、所得割が45%でございました。今回はまだ国から所得係数を算出する基となる全国の一人当たり所得額が示されていませんので、国への報告は従前の割合を用いた暫定的な数値でございます。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） そうしますと、試算の結果における、軽減後の一人当たりの保険料額とその伸び率について、これについては試算の段階で結構ですから数字をお示しいただきたいと思っております。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の軽減後一人当たりの保険料額の御質問でございますが、軽減後の一人当たり保険料額につきましては、先ほども申し上げましたように、医療費の動向に大きな影響を与える診療報酬、とりわけ薬価改定の動向や賦課限度額の扱い等、不明確な部分もあるため、国へ報告した第1回目の数値はあくまで暫定的なもので

あり、お示しすることができませんが、御了解をお願いいたします。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 広域連合の議会は年に2回しかないわけですが。今度の定例会のときには、保険料率改定等に伴う条例の改正等が提案をされるわけであります。その前に、試算等についても明らかにできないということは、私は議会として、県民の負託、被保険者の負託を十分に受けて、議員としてその職責を果たせるのかという点では、非常に私自身も忸怩たるものを感じます。幾つかの数字、明らかにできないという部分はあるでしょうが、これはあくまでも試算の結果でありますから、試算の結果について、一人当たりの保険料額と伸びについて、これはお示しいただきたいと思います。試算の結果ですから。その途中の所得割と均等割等の比較、割合についてはまだ示されていないということで、私も一定の理解を示したいと思いますが、先ほど言った一人当たりの保険料額とその伸びについて具体的に答弁願いたいと思いますが、もう一度求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問にお答え申し上げます。繰り返しになって恐縮でございますけれども、ただいま手持ちの数字というのは、あくまで暫定のものでございます。先ほど申し上げましたように、基金の金額も剰余金の金額もまだ何も定まっております。新保険料率算定に使用します確定数値や診療報酬の改定が国で決まっておりますのは12月下旬と予想してございます。それから改めて正しい数字で計算をいたしたいと思いますので、時期的には1月上旬には試算ができるのではないかとというのが今現在の予想でございます。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） この11月定例議会は、2年に一度のこの11月定例議会は、私は保険料率の改定を目前にして重要な議会だと思っているわけであります。それらの数字について明らかにされないということは、非常に残念なことであります。

質問の最後に移ります。保険料軽減の特例措置打切りによる未納が危惧されています。

広域連合として市町村における上半期の未納状況をどのように把握しているのか伺います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） 永原議員御質問の保険料軽減措置打切りの影響についてお答えいたします。

まず保険料の収納状況について申し上げます。当広域連合の保険料収納率は各市町村の取組により年々向上しており、平成28年度、現年分は99.6%と過去最高を記録しております。滞納繰越金についても39.81%で、前年度比0.25ポイント改善しております。軽減特例措置の見直しについて、先ほど連合長からお答えいたしましたように、低所得者の均等割額に係る軽減特例が継続されたことなどにより、対象者や影響額が限られたことから、保険料収納への影響は当初危惧されたほど大きくはないものと考えております。

保険料の本徴収に係る影響は年度後半に明らかになるため、収納状況については年度末に向けて把握していくこととなりますが、幾つかの市町村に確認したところ、特段の変化は見受けられないという回答でございました。一方、市町村から被保険者の皆様の問合せや不安の声をいただいているということもお聞きしておりますので、冒頭の連合長の挨拶

の中でも申し上げましたように、今後とも納付が困難な方に対しては、市町村とともにできるだけ丁寧な対応に心掛けてまいります。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） それでは、私の一般質問をまとめさせていただきます。第6期の2年間は、保険料軽減措置の段階的打切りと窓口負担1割から2割に引上げというダブルパンチが所得の低い被保険者を直撃します。これからの保険料率の改定に当たり、所得の低い被保険者に対する保険料抑制に真剣に取り組むことは政治の役割であるということを訴えて質問を終わります。

議長（小林義直君） 以上をもちまして一般質問は終了いたしました。

◎ 議案第8号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 続きまして、議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、改正個人情報の保護に関する法律等が、本年5月30日に施行されたことに伴い、個人情報の定義を明確化し、要配慮個人情報に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例におきましては、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を加え、個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるとき、その旨を加えるとする規定を置くとともに、合わせて長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例におきまして、個人に関する情報の規定の整備を行うものであります。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号及び議案第10号 2件一括上程、理事者説明、

質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、議案第9号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び議案第10号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第9号及び議案10号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第9号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。今回提出の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入の1款1項市町村負担金4,294万9,000円を減額し、3款1項繰越金4,294万9,000円を増額するもので、平成28年度一般会計決算額の確定に伴う剰余金を繰越金に計上し、その全額を分担金及び負担金の市町村事務費負担金の減額に充てるものでございます。

10ページから13ページをお開きください。市町村事務費負担金の減額補正に係る一覧表でございます。

続きまして、議案第10号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

平成29年度特別会計補正予算の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83億8,777万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,822億8,901万6,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の1款1項市町村負担金2億8,256万8,000円を減額し、4款1項支払基金交付金10億9,465万4,000円を減額し、7款1項繰越金97億6,499万2,000円を増額するものでございます。

3ページの歳出、2款1項療養諸費は財源の振替のみのため補正額はゼロ円でございます。7款1項償還金及び還付加算金43億8,941万8,000円を増額し、8款1項予備費39億9,835万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの特別会計補正予算説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項2目療養給付費負担金の2億8,256万8,000円は、療養給付費の精算に伴う減額でございます。

4款1項1目後期高齢者交付金10億9,465万4,000円は、後期高齢者交付金の精算に伴う減額でございます。

7款1項1目繰越金97億6,499万2,000円は、平成28年度決算額の確定に伴う剰余金の繰入れに伴う増額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。2款1項1目療養給付費に補正はございません

が、歳入の市町村支出金及び支払基金交付金の減額に伴い、その財源を繰越金に振り替えるものでございます。

7 款 1 項 3 目償還金43億8,941万8,000円は、平成28年度に超過交付となりました国庫負担金等の償還に伴う増額でございます。

8 款 1 項 1 目予備費39億9,835万2,000円は、歳入補正合計額から歳出の 7 款の補正額を差し引いた残額でございます。

続きまして、12ページから13ページをお開きください。先ほど歳入で御説明申し上げました療養給付費負担金の精算に係る市町村療養給付費負担金一覧表でございます。

以上、議案第 9 号及び議案第10号を一括して御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

初めに、議案第 9 号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 認定第 1 号及び認定第 2 号 2 件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、認定第 1 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会

計決算の認定について及び認定第2号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 認定第1号及び認定第2号につきまして一括して御説明申し上げます。

平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計決算書の1ページをお開きいただき、決算総括表を御覧ください。

初めに、一般会計の決算について御説明申し上げます。1行目を御覧ください。一般会計の歳入総額は収入済額欄の7億7,506万3,812円、歳出総額は支出済額欄の7億1,711万4,307円、歳入歳出差引残高は5,794万9,505円でございます。

主な内容につきまして、歳入は構成市町村からの事務費負担金と前年度決算剰余金に係る繰越金でございます。また、歳出は事務局運営経費と特別会計への事務費繰出金でございます。

続いて、特別会計の決算について御説明申し上げます。総括表の2行目を御覧ください。特別会計の歳入総額は収入済額欄の2,735億7,325万1,011円、歳出総額は支出済額欄の2,608億825万8,618円、歳入歳出差引残高は127億6,499万2,393円でございます。

主な内容につきまして、歳入は構成市町村、国及び県からの療養給付費負担金のほか、現役世代からの支援金、前年度決算剰余金に係る繰越金でございます。また、歳出は療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業等を実施する保健事業費、前年度の事業費等精算に係る国庫等への償還金でございます。

なお、詳細につきましては、先の全員協議会で御報告申し上げたとおりでございます、7ページから29ページ、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に記載してございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、財産について御説明申し上げます。31ページ、財産に関する調書をお開きください。

平成29年3月31日現在の状況でございます。財産は取得時の価格が10万円以上であった物品でございますが、平成28年度中において1件の増加がございました。これは、社会保障・税番号制度システム整備に係るセキュリティ対策のため取得いたしました統合専用端末一式でございます。なお、本決算につきましては、去る8月29日、出浦克彦代表監査委員及び上條俊道監査委員の御審査をいただいております。監査委員の御意見は、決算書に添付いたしました歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

以上、御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

初めに、認定第1号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

永原議員。

16番（永原和男君） 1点、伺います。県の財政安定化基金への拠出金のことではありますが、28年度において1億640万円余を拠出しているわけでありまして。この拠出金、財政安定化基金へ、長野県が幾ら拠出をしたのか教えていただきたい。併せて、県の財政安定化基金の年度末残高についてもお伺いをいたします。

議長（小林義直君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 財政安定化基金につきましては、標準拠出率で10万分の41というようになっておりまして、国、県、それから私ども広域連合、全て同額でございます。ですので、こちらのほうに決算額で掲げてございます額を県においても支出しているということでございます。

基金の残高については、正確な数字でなくて申し訳ございませんが、現在、約30億円ということで承知しております。よろしくお願いいたします。

議長（小林義直君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（小林義直君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、藤原広域連合長から挨拶がございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 11月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきましては、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、平成30年度の予算編成作業を鋭意進めておりますが、平成30年度・31年度の次期

財政運営期間の根幹をなす保険料率の決定が大詰めを迎えるとともに、保険者インセンティブ制度の拡大や診療報酬の改定など、財政運営に係る重要な情報も寄せられていることから、各種の情報を的確に把握しまして終盤の予算編成作業に臨んでまいりたいと思っております。

さて、当広域連合にも大変影響がありますが、介護保険の分野では市町村にも相当影響のある問題がまだ国と決着ができておりません。それは各市町村に配布される財政調整交付金です。新しい制度では、新たな交付金を設けるということを初めから謳っておりまして、市町村もそれをしっかり意識しながら介護保険制度をしっかりと運営しましょうということですが、どうも今までの財政調整交付金の中で分けてしまおうと、今までの枠で二つに分けるというような制度にしようと、そんな考え方を財務省が持っております。それは絶対けしからんと、別枠で新たな交付金を創ってもらわなければ約束違反ではないかということで、今、盛んに政府といろいろ交渉しております。だんだん医療費も上がってくるし、いろいろな面で非常にサービスも増えますので、市町村も非常に苦しいということで、これについてもしっかりとこれからも取り組んで、高齢者の医療福祉についてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、また議員の皆様方、よろしく御支援をお願いしたいと思います。

雪の便りが届く頃とされる小雪が過ぎまして、冬が駆け足でやってくる気配であります。12月議会が控える中、朝晩は冷え込みが一段と増してまいりますので、議員の皆様には、十分に御自愛をいただきながら、なお一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（小林義直君） 以上をもちまして、平成29年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小林 義直

署名議員 唐木 一直

署名議員 久保田 三代